令和4年度に係る監事監査報告

令和5年6月

独立行政法人水資源機構 監事

監査報告

独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構(以下「機構」という。)の令和4事業年度(令和4年4月1日~令和5年3月31日)の業務、事業報告書、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類(案)、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書)及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

なお、監査の具体的な内容は、別冊「令和4年度に係る監事監査の実施結果」のと おりである。

I 監査の方法及びその内容

監事は、独立行政法人水資源機構監事監査要綱に基づき、別冊Ⅱ.1 に掲げる監査計画において監査重点項目を設定し、以下の通り機構の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を実施した。

- ① 理事長をはじめとする役員、監査室及び経営企画部その他職員(以下「役職員等」という。) と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めた。
- ② 役員会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。
- ③ 本社及びその他の事務所において、業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。
- ④ 役員(監事を除く。以下「役員」という。)の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制(財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。)について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。
- ⑤ 当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)並びに事業報告書(会計に関する部分)について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討し、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。
- ⑥ 会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

Ⅱ 監査の結果

1 機構の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に

向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

2 内部統制システムの整備及び運用についての意見

内部統制システムは適切に整備され運用されていると認める。

内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。また、意思決定の内容が法令などに違反する事実や不合理な事実は認められない。

一方で、内部統制システムを厳密に運用するがゆえに現場の業務の複雑さが増す実態がある。これに対して今より積極的にICT活用、あるいは業務のDXにより業務効率化に取り組むことを促したい。業務改善に関しては、少子高齢化や就労への価値観の変化による技術系職員の新規採用の苦戦あるいは離職者の増加に起因する就労者数の減少が、役職員における稼働ひっ迫を招いている状況がある。現在進められているDXや業務改善、採用や育成、広報等改善の取組継続により、機構の業務推進体制が、時代の変化に適応した新たな段階に進化していくことを期待する。

3 役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4 財務諸表等についての意見

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると 認める。

令和4事業年度の財務諸表等は、適正であると認める。

5 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令等に従い、機構の状況を正しく示しているものと認める。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

1 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況についての意見

一者応札の改善の取組、随意契約の厳格なチェックなど、入札契約の適正化の 取組は、着実に実施されている。

今後も機構に対する信頼性が確保されるよう、法令遵守及び契約の適正性を確保していくことが重要である。

2 保有資産の見直しについての意見

土地・建物等の必要性の見直しや不要と認められる財産の処分については、着 実に進捗が図られている。宿舎及び寮については、将来的な維持管理の取組が検 討されている。

一方、会計検査院からの改善処置要求に対する事案については、進捗もあるが、 地方公共団体に費用負担を求めるものがあることから協議が長期化するものも生 じている。

引き続き、関係部署においてフォローアップを行っていくことが重要である。

3 給与水準の状況についての意見

給与水準の設定についての考え方については、妥当であると認める。

4 法人の長の報酬水準の妥当性についての意見

理事長の報酬水準の設定の考え方については、妥当であると認める。

令和5年6月22日

独立行政法人水資源機構

監事 尾根田 勝

監事 富樫 美加

別冊

令和4年度に係る監事監査の実施結果

令和5年6月

独立行政法人水資源機構監事

目 次

I 目的 ······	1
Ⅱ 実施内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 監査計画	1
(1)監査方針	1
(2)実施方法等	2
2 業務監査	2
(1)定期監査	2
(2)テーマ監査	2
(3)臨時監査	3
(4)理事長との意見交換及び理事との面談 ・・・・・・・・・・・・・・・	3
3 会計監査	3
Ⅲ 監査の結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1 業務監査	3
(1)監査重点項目	3
1) 中期計画の取組状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2)内部統制の取組状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
3) 法令関係諸手続きの適正化の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
4) 入札契約の適正化の取組状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
5)保有資産の見直し・資産の管理状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
6) 人材育成の取組状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0
7) 技術力の維持・向上 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
8) 地域への貢献 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
9) 既監査での是正・改善事項等のフォローアップ ・・・・・・	1 2
(2)テーマ監査	1 2
(3) その他の重要な監査事項	1 4
1) 給与水準の状況	1 4
2) 事業報告書	1 4
(4)事務処理に係る検討等が必要と認められる事項 ・・・・・・・・	1 4
1) 入札契約手続の適正な実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 4
2) 設計・積算・監督の適正な実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5
3) 事務手続の適正な実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5
(5) 推奨事項 ····································	1 5
2 会計監査	1 5
監査実施事務所 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	16

I 目的

監事監査は、独立行政法人水資源機構(以下「機構」という。)の業務を監査し、 必要な提言等をすることにより、業務の適正な運営を図ること及び会計経理の適 正を確保することを目的としている。

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第20条第2項に基づき、主務大臣(国土交通大臣)に任命された監事は、①機構の業務を監査し主務省令で定めるところにより監査報告を作成しなければならない(通則違法第19条第4項)、②いつでも役職員に対して報告を求め、機構の業務及び財産の状況を調査することができる(通則法第19条第5項)、③機構が、通則法、総務省令及び主務省令で定める書類を主務大臣に提出しようとするとき当該書類を調査しなければならない(通則法第19条第6項)、④監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる(通則法第19条第9項)、⑤役員の不正行為、不正行為のおそれ、法令違反若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、理事長及び主務大臣に報告しなければならない(通則法第19条の2)こととされている。

また、機構は、①財務諸表を主務大臣に提出するときは、財務諸表及び決算報告書に関する監査報告を添付しなければならない(通則法第38条第2項)、②財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について、監事の監査を受けなければならない(通則法第19条第1項)こととされている。

Ⅱ 実施内容

1 監査計画

独立行政法人水資源機構監事監査要綱(平成27年3月27日制定。以下「要綱」という。)の規定に基づき、監査項目、監査実施日等について「令和4年度監事監査計画」を作成し、監査を実施した。

「令和4年度監事監査計画」の概要は次のとおりである。

(1) 監査方針

水資源機構は、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的に設立された、いわゆる中期目標管理法人であり、「安全で良質な水を安定して安くお届けする」ことを経営理念として掲げている。この目的及び理念の達成に向け、第5期中期計画において、水資源開発施設等の管理業務及び建設業務を実施することにより「安全で良質な水の安定的な供給」と「洪水被害の防止・軽減」に努めることに加え、内部統制の充実・強化、業務運営の効率化、技術力の維持・向上、機構の技術力を生かした支援、地域への貢献等を図ることとしている。

これらを踏まえ、令和4年度の監事監査は、機構の事務・事業が第5期中期計画に基づき適正に執行されているかを監査するとともに、次に掲げる監査重点項目に沿って、中期計画に掲げる目標の達成状況、業務運営の効率化及び内部統制システムの運用状況等について監査を実施し、必要な提言等を行うことと

する。

[監查重点項目]

- ①中期計画の取組状況
- ②内部統制の取組状況
- ③法令関係諸手続きの適正化の状況
- ④入札契約の適正化の取組状況
- ⑤保有資産の見直し・資産の管理状況
- ⑥人材育成の取組状況
- ⑦技術力の維持・向上
- ⑧地域への貢献
- ⑨既監査での是正・改善事項等のフォローアップ

(2) 実施方法等

1) 実施方法

定期監査のほか、監事が必要と認めた場合に臨時監査を実施する。

① 定期監査

監査対象事務所において資料の提出及び説明を求めて実施する。 なお、定期監査の一部については、法人としての課題意識や監査対象事務 所の懸案事項等を勘案したテーマを設定して実施する。

② 臨時監査

監査対象事務所及び監査日程は必要に応じて定める。

2) 理事長との意見交換等

- ① 本社監査にあわせて、本部長(理事)、部室長等との面談を実施する。
- ② 監査の結果について、概ね四半期毎に理事長へ説明し、意見交換を行う。
- ③ 会計監査については、会計監査人と緊密な連携を保ち、積極的な情報交換を行うとともに、適宜、会計監査人に説明及び報告を求めながら行う。

2 業務監査

(1) 定期監査

定期監査に係る監査対象事務所として巻末に示すとおり、本社及び25事務所 を選定し、監査を実施した。

監査の実施に当たっては、その業務を効率的に遂行するため、監査室の職員に加えて、用地事務に精通した職員3名を監査補助者として指名した。

また、中期計画及び年度計画に記載された機構のミッションの実施状況及び潜在的なリスクの把握に資するため、本社部室長との面談を実施した。

(2) テーマ監査

定期監査対象事務所のうち6箇所において、巻末備考欄に示すとおり、事業 状況やリスク管理、施設の操作等、事務所の状況を踏まえた「テーマ監査」を 実施した。

(3) 臨時監査

令和4年度の臨時監査は、実施しなかった。

(4) 理事長との意見交換及び理事との面談等

1) 理事長との意見交換

監事監査実施結果概要等について、正副理事長と意見交換を行った。

実施日

令和4年7月4日、8月29日、10月24日、11月28日、令和5年 1月10日、2月13日、3月22日

2) 本部長(理事) 、部室長等との面談

6月期と11月期の本社監査に合わせて各部室長と面談を実施し、意見交換を 実施した。本部長については、役員会及び随時意見交換を実施した。

このほか、要綱の規定に基づき、役員会その他の重要な会議に出席するとともに、重要な文書を閲覧し、必要に応じて役職員に説明を求めて監査を実施した。また、本社及びその他の事務所から業務の実施状況を聴取し、必要な文書及び資料の提出又は閲覧を求めて監査を実施した。

3 会計監査

監事は、会計監査人が行う監査計画、当期の決算に係る検討事項等について、 会計監査人と意見交換を行うとともに、会計監査人の監査状況及び職務遂行に関 する事項について、会計監査人の説明及び報告を求めるなど、緊密な連携の下、 監査を実施した。

通則法第39条第1項に規定する財務諸表等及び事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書については、財務部から必要な説明を受けるとともに、会計監査人から会計監査報告を受け、これらについて確認を行った。

内 容	実 施 日
監査計画打合せ	令和5年2月10日
期中監査結果報告(会計監査人による往査結果)	令和5年3月16日
決算監査打合せ (監査結果概要報告)	令和5年6月5日
決算監査結果報告	令和5年6月21日

Ⅲ 監査の結果

1 業務監査

(1) 監査重点項目

1) 中期計画の取組状況

① 中期計画の進捗管理

中期計画及び年度計画の進捗状況については、年2回役員会に報告されていることを確認した。

また、監査実施事務所において中期計画の進捗状況を監査し、計画に沿っ

て取組が実施されていることを確認した。

② 洪水への対応

令和4年度においては、特定施設全24ダム中12ダムで延べ33回の的確な洪 水調節が実施された。

特に、令和4年9月の台風14号の接近により、吉野川上流域(池田ダム上流域)では、総雨量が約371mmを記録したが、必要な態勢の確保、関係機関との連絡調整、流出予測システムの活用により、防災操作が確実に実施されていた。その結果、最大流入時において、早明浦ダムでは約84%に相当する毎秒約2,360㎡、富郷ダムでは約96%に相当する毎秒約698㎡の洪水を貯留した。富郷ダム下流の柳瀬ダムでは、最大流入時にほぼ全ての水量を貯留し、新宮ダムへの流入量が抑えられたことで、銅山川3ダムが連携して下流河川に対して洪水調節の効果を発揮した。このように、早明浦ダムや銅山川ダム群における洪水調節などによって、池田ダム下流の河川水位を氾濫危険水位以下に低減させることができたものと推定された。

③ 渇水への対応

令和4年度の渇水対策では、7水系のうち2水系(淀川、吉野川)で取水制限等が行われた。各水系の取水制限等に合わせて、関西・吉野川支社淀川本部、吉野川本部に渇水対策本部及び各事務所に渇水対策支部が設置され、適時適切な水源情報の発信、関係機関への周知、節水の啓発等が行われていた。

また、降雨状況に合わせたダムからの補給量の調整や関係利水者との緊密な連携によるきめ細かい配水操作を行うなど、効率的な水運用を図り、国民生活及び産業活動への影響軽減に努めていた。

④ 災害等支援活動

令和4年5月17日に明治用水頭首工において漏水事故が発生した愛知県企業庁及び東海農政局に対してポンプ車等を迅速に派遣し、緊急取水による支援を実施していた。

また、山口県下関市の離島(六連島)と本土を結ぶ海底送水管の漏水により、山口県下関市へ可搬式浄水装置の支援を実施していた。

緊急災害対策支援本部では、支援要員の手配や支援先との連絡調整、災害 対応に係る技術的支援を行うなど、現場における支援活動が円滑かつ確実に 行われるよう、各種支援を的確に実施していた。

⑤ 計画的で的確な施設整備

ダム等事業の思川開発、川上ダム建設、早明浦ダム再生、藤原・奈良俣再編ダム再生事業等、及び用水路等事業の利根導水路大規模地震対策、豊川用水二期、愛知用水三好支線水路緊急対策、福岡導水施設地震対策、成田用水施設改築、香川用水施設緊急対策事業等について、事業の進捗が図られていることを確認した。

また、水資源機構かんがい排水事業の事業実施要件を満たさない支線水路 等においては、新たな事業制度が拡充されたことで老朽化・耐震対策の実施 が可能となり、事業計画の策定に向けた検討調査が進められていた。

⑥ ICTの活用

思川開発事業の導水路工事においては、3次元起工測量データを基に現地

形及び対象構造物の3次元モデルを作成し、定期UAV空中写真撮影による全体工事進捗把握、24時間稼働のWEBカメラによる各施工エリアでの施工状況確認・監視システムを整備し、これらを統合した工事マネジメントプラットフォームを構築した。これにより、リアルタイムに工事関係者間で現場状況を把握・確認することが可能となり、工事監督業務の効率化、生産性の向上が図られていた。

また、思川開発事業南摩ダム建設現場では、自律運転ができる機械や装置を組織的に制御する統合システムを構築し、自動制御型重機による無人化施工の試行運転を実施しており、土木関連工事の効率化、安全性の確保、生産性の向上が図られていた。

⑦ 異常洪水に備えた対応の強化

令和元年12月に策定された「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針(既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議)」に基づき、利水ダムも含め水系ごとに治水協定を締結(特定施設23ダム、利水ダム12ダム)し、事前放流等に取り組んでいる。令和4年度は、利水ダムの3ダム(宇連ダム、大島ダム、牧尾ダム)において、延べ3回の事前放流が実施されていた。

牧尾ダムでは、令和4年9月に発生した台風第14号の影響により、木曽川水系治水協定に定められた基準降雨量の230mmを超過する予測となった。このため、国土交通省中部地方整備局木曽川水系ダム統合管理事務所の指示により事前放流を実施し、約1,449万㎡の洪水調節可能容量を確保したことにより貯水池の最高水位を常時満水位以下におさえてダムの安全性を確保するとともに、最大約363㎡/sの放流量の低減による下流の洪水負荷軽減が図られていた。

また、下流で洪水被害の発生が予想される場合及び既に被害が発生している場合において、河川管理者の指示や下流の地方公共団体から洪水被害軽減に係る要請に応じて、通常の洪水調節よりも貯留量を増やして容量を有効に活用する特別防災操作の実施と検討に努めているが、令和4年度に特別防災操作の実施が必要となる洪水は発生しなかった。

【監事意見】

機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

一方で、降雨様態の変化によって、今後の防災対応増加が想定されるが、 職員の実数は、過去に採用を絞った影響や特に技術系の新規採用難により、 現在においても十分な確保はできていない。効率的な業務運営を目指し、I CT活用による施設管理業務の自律・自動化に、更に戦略的に取り組むこと が重要である。

2) 内部統制の取組状況

①「内部統制の基本方針」の浸透・定着

内部統制の基本方針について、グループウェアの掲示板への掲載、各種会議、内部統制・コンプライアンスに係る内部研修、コンプライアンスアンケート等の機会を通じて、浸透・定着に努めていた。

② 役員と事務所との意見交換

全支社局における理事長と支社局長及び事務所長との意見交換、17事務所における役員と事務所職員との意見交換が実施され、機構の経営理念、経営方針等について直接説明が行われるとともに、役員と職員とのコミュニケーションが図られていた。また、意見交換の内容について役員間で情報共有されていた。

③ 理事長と監事との連携

理事長、副理事長との意見交換の機会を通じて、監事監査で把握した各事業所の課題等について情報共有及び意見交換を行った。

④ リスク管理の取組状況

a) リスク管理委員会等の開催

リスク管理のモニタリング等を行うリスク管理委員会が3回開催されて いた。

b) リスク管理手法の全社的な推進

令和4年度も機構の全事務所においてPDCAサイクルを活用したリスク管理手法を実施し、リスクマップ、リスク管理票によるリスクの特定、リスクの評価、リスクに対する方策の検討及びモニタリング等を実施していた。

本社・支社局及び全事務所において、最重要及び重要リスクについては 6ヶ月に1回、その他のリスクについては年に1回行うリスクモニタリングによりリスクマップ、リスク管理票を更新し、現状のリスク管理方策の評価、重要度の位置付けや方策等の見直しを行うことでPDCAサイクルによるリスク管理を全社的に推進し、潜在リスクを含むリスク管理の継続的な向上を図っている。また研修等の際にリスク管理に係る講義を行い、更なる浸透を図っていた。

C) 新型コロナウイルス感染症対策

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を9回開催し、 感染の状況や政府の動向を情報共有するとともに、班体制勤務や感染防止 対策等を審議・決定し、班体制勤務や在宅勤務の実施、通勤ラッシュを回 避するため公共交通機関を利用する職員等の時差出勤の実施、職員等が集 合して行う会議等をWEB会議に切替え、職場内での感染防止対策の実 施、ワクチン接種の勧奨といった対策が図られていた。

d) 危機管理能力の向上

梅雨や台風等の降雨による出水に備え、機構が管理する全ダムの管理所 と河川管理者である国等とが連携した洪水対応演習が実施されていた。 また、災害発生直後に迅速な初動対応を図ることを目的として、防災週間に合わせた全社的な地震防災訓練や、各事務所で独自のテーマを設定した危機管理訓練が実施され、職員の危機管理能力の向上が図られていた。

⑤ アセットマネジメントシステム

業務水準の更なる向上を目指し、平成28年度にIS055001の認証を取得して取り組んできたアセットマネジメントシステムについて、AMS内部監査や役員によるマネジメントレビュー等のチェックが行われ、7月には認証機関の更新審査を受審し、再認証を取得しており、継続的な業務改善が行われて

いた。

⑥ コンプライアンスの取組状況

a) 講習会・研修の実施

コンプライアンス推進月間(11月)には、本社・支社局及び全事務所で 道路交通法等、法令遵守等に係る講習会・説明会が開催され、一部は、職 員が業務の都合に応じて柔軟に参加できるよう、ビデオ研修で実施された。 また、顧問弁護士の講話「独法におけるコンプライアンス」による法令 遵守研修が全職員を対象に実施された。講話はWEB会議システムで全事 務所へ配信されたほか、録画データを共有することで、参加についての時 間的制約を減らし、全職員が受講出来るよう工夫されていた。

b)アンケートの実施

コンプライアンスに対する意識や理解度を組織的に把握するため、コンプライアンス推進月間にコンプライアンスアンケートが実施された。

法令遵守研修等について全職員が受講出来る機会を確保することで、倫理規程等に関する認知度は、令和3年度に引き続き高い水準が維持されていた。

c) 倫理委員会

コンプライアンスの取組状況等の報告・審議のため、2回開催されてい た。

d) 情報の発信

グループウェアの掲示板に、倫理委員会資料、コンプライアンスに関する基本的な事項を取りまとめた資料、他機関の有用な取組や不適切案件に関する資料等の掲示が行われていた。

e) 談合防止対策の取組

新任管理職研修等の内部研修で談合防止に係る講義が10回実施されていた。また、談合防止対策の徹底を図るため、全事務所を対象とした全国経理事務担当者会議等の場を活用して入札契約情報の厳格な管理や談合防止対策の説明会が3回実施されていた。

⑦ 情報セキュリティ対策

令和4年6月~7月にかけて、事務従事者(機構の職場で業務に従事する 全ての役職員、事務補助員等)に対するセキュリティポリシー説明会や標的 型攻撃メール訓練等を実施し、情報セキュリティに対する意識向上を図って いた。

また、情報セキュリティ強化の取組として、情報セキュリティ機器の運用管理、事務従事者への訓練、教育及び自己点検、内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)との情報共有等が実施されていた。

情報セキュリティ監査については、機構の監査計画書に基づき、本社、支社局及び各事務所に対して行われていた。

⑧ 情報の共有

本社や各事務所からの情報については、支社局長等会議、支社局の管内所長会議、各事務所の管理職会議等が定期的に開催され、全社的に共有されていた。

また、各種会議においてWEB会議システムを活用し、業務の迅速化・効

率化を図っていた。

⑨ 業務改善

業務改善等を通じた効率化により事業費の縮減が行われるとともに、業務改善総合データベース「業務改善ナビ」の活用により、汎用性の高い改善事例の横展開が図られていた。また、一般事務業務におけるWEB会議システムや電子決裁システム等の活用、管理業務における水路等施設管理支援システムや機械設備保全システムの活用等、ICT技術の積極的な活用により業務の効率化等が進められていた。

通常業務の中で職員が取り組んでいる創意工夫や改善事例について、12月 に開催された「業務推進発表会」で共有されており、今年度は「業務改善部 門」を設定し、より業務改善につながる提案がなされるよう促していた。

【監事意見】

内部統制に関する業務は適切に行われているものと認める。

また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

業務改善についても、組織のそれぞれの段階で取り組みがなされているが、 優良な施策や方法の標準化や横展開に関してはその浸透を図るため、更なる 強化が必要である。

3) 法令関係諸手続きの適正化の状況

工事等における法令関係諸手続の適正化を図るための全社的な取組として、 発注から完了までに必要となる諸手続き、留意事項、進捗状況等を各段階で確認するためのチェックリストが作成され、諸課題の可視化による情報共有が図られていた。また、法令違反の具体的な事例を用いた研修会等が開催され、法令遵守に対する職員一人一人の意識付けの取組が行われていた。

【監事意見】

法令関係諸手続きの適正化の数々のしくみは、問題発生の都度改善を加えられ、業務体制に根付き、着実に実行されている。法令関係情報の変化をフォローし、遺漏のない対応が継続して求められる。

4) 入札契約の適正化の取組状況

① 一般競争入札の状況

一般競争入札を基本とした発注が推進されていた。令和4年度の一般競争 入札による発注件数は、発注全体件数の68.2%(令和3年度は70.8%)であった。

② 一者応札の状況

「一者応札の改善への取り組み」に基づき、入札公告期間の延長やメールマガジンの配信による「公告期間、公告方法の改善」、地域要件等の「入札参加条件の緩和」、「準備期間の確保のための早期発注」、翌年度発注予定工事等の機構ホームページにおける公表時期の前倒し(従前3月に公表していたところ、1月前半に公表)等の取組が行われていた。令和4年度の一般競争入

札における一者応札件数の割合は、46.8%(令和3年度は47.2%)であった。 また、一者応札改善の取組として、若手技術者の活用・育成のための入札 制度や週休2日制工事の試行に加え、他機関における工事成績・表彰実績等 の評価や、技術者不足を改善するための建設キャリアアップシステムモデル 工事についても試行されていた。

③ 随意契約の状況

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について(平成27年5月25日総務大臣決定)」に基づき策定した「令和4年度独立行政法人水資源機構調達等合理化計画」により厳格な運用が図られるとともに、所管部室による審査、契約監視委員会(年2回)による審議が行われていた。

④ 入札・契約手続状況の確認

監査を実施した全ての事務所において、入札・契約手続の状況について確認を行った。

⑤ ダンピング受注排除への取組

「施工体制確認型総合評価落札方式」及び「履行確実性評価型総合評価落札方式」による入札契約手続きが令和2年度から試行され、低入札を削減し、工事における適切な施工体制等を確保する取組が進められていた。

【監事意見】

入札契約の適正化の取り組みは着実に実施されている。

今後も機構に対する信頼性が確保されるよう、法令順守及び契約の適正性 を確保していくことが重要である。

一方で、年々厳格化する運用が職員の稼働増につながっていることも事実 であり、入札契約業務の運用に係る不断の業務改善も併せて必要である。

5) 保有資産の見直し・資産の管理状況

① 資産管理等整理推進委員会の開催

令和4年6月30日に開催された委員会では、会計検査院からの改善処置要求(平成24年10月26日付け24検第656号独立行政法人水資源機構理事長宛て)の検討及び協議の状況と令和3年度の処分手続きに関する報告及び令和4年度の処分計画について審議が行われていた。

② 保有資産の必要性等の見直し

新たな検証対象となる保有資産の有無を含め、資産保有の必要性や不要と認められる財産の処分方針等について、資産管理等整理推進委員会等において検討・整理を行っていた。

③ 宿舎・寮の維持管理

関係各部室により宿舎検討PTが設置され、管理所が設置する職員宿舎について、実態調査結果を踏まえた長期的な取組計画を策定するとともに、各管理所とも協働して、限られた予算の有効活用について検討が進められていた。

また、持続的な宿舎運営を実現するための宿舎規程の改定が行われ、中長期的見通しに立った宿舎整備計画を策定しており、計画的な宿舎運営に取り組んでいた。

④ 会計検査院からの改善処置要求(平成24年10月26日付け)への対応

a) 水資源開発施設等の必要性の不断の見直し

不要資産のうち、愛知用水の1件(犬山市)について一部の土地の売却を完了し、残りの土地は引き続き処分に向けた公募を継続中であり、鋭意、 取組が進められていた。

不断の見直しにより、新たに不要と判断した愛知県東郷町の財産(愛知用水(土地))について、令和3年度に通則法の処分手続を完了させ、令和4年度に売却処分を完了し、売却金に係る国費分について国庫納付を完了していた。

b) 兼用道路に係る管理費用の応分の負担

兼用道路に係る管理費用の応分の負担を求めるため、地方公共団体との 協議が行われていた。

⑤ 施設財産の保全・管理

a)地上権の更新

令和3年5月に、地上権更新の計画的な進捗管理等について定めた「事業用地の管理に係る重点的な取組に関する実施計画と年度計画」が策定され、この計画に基づき、北総東部用水、愛知用水及び霞ヶ浦用水では、実態調査の実施及び地上権再設定計画の策定に向けた取組が進められていた。 令和4年度は、房総導水路、成田用水、豊川用水、三重用水、北総東部用水で更新の契約を締結していた。

b) 施設の巡視等

施設の巡視、点検等を定期的に実施することにより、施設の保全管理が適切に行われていた。

【監事意見】

保有資産の不断の見直しを行い、状況は管理されており、整理完了に向けて業務を継続している。一方、宿舎等の整備保全は職員の生活における安全面や衛生面のみならず、働く意欲にも影響を及ぼす重要な取組であり、良質な人材を確保するためにも時代に見合った水準への配慮が必要である。

また、会計検査院からの改善処置要求に関する事案については、地方公共 団体に費用負担を求めるものがあり、協議が長期化するものが生じている。 民地における地上権の更新においては、相続による所有権の分散等で交渉に 時間がかかるところもある。

関係部署による継続的な取り組みが求められる。

6) 人材育成の取組状況

現場を活用した現地研修会やダム操作訓練シミュレータを活用したダム防 災操作等の研修などの専門技術研修のほか、分布型流出予測の活用の説明会を 4回実施して予測に係る人材の育成に取組んでいた。また、機構内において「技 術研究発表会」、「業務推進発表会」を実施し、若手職員の技術力向上・育成を 図っていた。

【監事意見】

人材難の折から、危機意識をもって人材育成に取り組んでいる。

現場の人手不足によりOJTが困難になっている状況を踏まえ、研修カリキュラムの見直しやオンライン化、高スキルOB人材による指導体制立ち上げなどの模索を継続している。

7) 技術力の維持・向上の取組状況

管理技術の高度化(施設の長寿命化等の技術の研究・開発を含む)に関するテーマを重点プロジェクトとする「水資源機構技術4ヵ年計画(R04-R07)」を策定し、調査・検討に取り組んでいた。これらの重点プロジェクトの実施に当たっては、総合技術センターを主体に本社関係部署と協働して取り組んでおり、機構内に設けた技術管理委員会にて審議を受けながら成果の質的向上や効率的な実施に努め、技術力の維持・向上を図っていた。

地震発生後の点検作業の省力化支援のため、奈良俣ダム・下久保ダムの監査 廊において、ドローン・ケーブルカメラ・ロボットカメラ等を活用した自動点 検システムに係る試行検証を実施していた。

ダム等施設における管理技術の高度化として、分布型流出予測に係る降雨・流出予測の改善と長期降雨予測雨量の活用として、アンサンブル降雨予測の台風後のフィードバック及び事前放流及び異常洪水時防災操作の目安となる新たな表示機能を追加していた。さらに、アンサンブル降雨予測を活用した具体的な運用ルールの策定を開始していた。

現場と事務所間での管理情報の一元化・共有化を図ることを目的とした水路 等施設管理支援システムについて、水路系施設において運用が進められるとと もに、システムの操作性や運用等に関する課題等情報収集を行い、通信環境が 悪い状況でも巡視が可能となるようシステムの改良を行っていた。

【監事意見】

ICT等新技術を活用し、ダム・水路施設の調査、点検、診断等の管理技術の高度化に向けた取組が継続されている。ダム建設や施設の改築等の場面でのCIMの活用も行われている。事務業務についても、グループウェアや業務用NWの見直しを進めている。

職員の慢性的な不足等に伴い十分な時間を掛けた研修やOJTの機会の減少に、若手職員を中心に技術力の低下が懸念される。機構の組織をあげて対策に取組む必要がある。

水資源機構内にICTに特化した高スキル人材がいない点は、DX推進の点では弱点になっていると思われるが、それを補う外部パートナーの知見も活用し、機構全体のICT活用や業務のDXを進めていることを認める。今後の展開においては、職員にとって使いやすいUIの情報システムとなることを期待する。

8) 地域への貢献の取組状況

新型コロナウイルス感染拡大防止対策を図りながら、上下流交流の実施や地域イベントへの協力、施設見学会等の実施など、様々な交流活動を通じて信頼

関係の構築や情報共有に努めていた。

また、施設周辺地域の方々との交流の場を設け、情報の共有を図るとともに、 湖面・湖岸及び湖周辺の利活用を推進したり、流域内の森林保全活動を通じて、 土砂・流木の貯水池への流入抑制や水源涵養の向上に資するため、水源地域ビ ジョンの策定により、自治体、NPO等の関係者と連携して植樹等の森林保全 活動を推進していた。

【監事意見】

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、令和4年度末より、地域との交流活動も徐々に従前の開催方法に戻る計画となってきている。

機構ではこれまでも様々な地域貢献に取り組んでいるが、土休日に行われる活動は職員の稼働圧迫になっていた面もあった。この点に関しては広報部門が優良施策の横展開に資する情報をまとめ新規施策の具現化を支援する等、地域交流活動の継続・充実に向け改善が行われている。

9) 既監査での是正・改善事項等のフォローアップ

前回監査時に注意事項等があった事務所について、改善策の実施状況を監査 した。その結果、一般競争入札における委員会資料や低入札調査資料の不備、 仮設工の施工計画及び積算に係る考え方の不整合など各事務所とも改善措置 が行われていることを確認した。

【監事意見】

改善措置は着実に実行されているが、監査では類似の軽微な不備が散見される。個々の事業所での改善にとどまらず、問題の抜本原因を改善する取組にも不断の努力が必要である。

(2) テーマ監査

① 事業化

筑後川下流総合管理所で管理する筑後川下流用水施設は、平成10年の管理開始から24年(事業開始から約41年)が経過し、施設の老朽化対策、クリーク対策及び耐震対策が課題となっていたが、令和5年度の新規事業着工を目途に主務省である農林水産省において審議が進められている。

令和4年度は事業計画検討調査(国費100%)の調査費(約75,000千円)を用いて、令和3年度からの資料作成等を継続して進めるとともに、令和4年度末の事業認可に向けて新規地区検討会、関係利水者の総代会議決に向けた調整及び関係法手続きが着実に進められていた。

② 事業の状況

平成11年度から実施している豊川用水二期事業は、令和3年度までの進捗率は事業費ベースで53.4%となっており、令和4年度は約69.5億円をもって事業進捗を図っていた。併設水路工事の発注業務や、既設トンネル耐震工法の方針決定、幹線水路の水管理システム整備構想の策定等をタイトなスケジュールかつ限られた人員で実施する必要があるため、課題別のプロジェクトチームの編成、兼務発令、アウトソーシングの促進や概算数量発注、ECI方式、CM方

式などの新たな契約方式を検討し効率化に取り組んでいた。また、併設水路の 敷設工法・トンネルタイプ変更等による工事費の増減が総事業費管理に与える 影響が大きく、令和6年度時点で残事業費の不足が見込まれており、総事業費 の改定に向けて、利水者との調整が計画的に進められていた。

思川開発事業は、事業工期(令和6年度)、事業費(1,850億円)で進めており、契約済み工事は詳細工程を把握し、今後発注する工事については手順を明確にした上で全体工程表を整理し、計画的に事業工程を監理しつつ、令和6年6月に予定している試験湛水開始に向けて、本体、導水路、送水路及び管理設備等について、鋭意進捗を図っていた。また、原石山の賦存量や導水路の岩盤の状態等の不確定要素により総事業費の増額が必要と見込んでおり、事業実施計画変更認可に向けて主務省への事前協議等の手続きや事業費精査を行っていた。

③ リスク管理

木津川ダム総合管理所では、年度当初に「全体最適を考え、リスクゼロを目指せ。2022」と題して、総合管理所全職員にリスク管理の重要性の浸透に向けた周知・徹底を行うほか、リスク管理手法の改善、モニタリングをとおした再確認及びデータベースを利用した他事務所の事例参照など、リスク管理手法の機能的な運用方法等について適宜確認・周知徹底が図られていた。また、リスク管理票等勉強会を実施し、想定されるリスクの抽出を行い所内に共有するなど、リスク全体像と管理方策についての理解を深める取組を行っていた。

リスク回避の具体的な活動としては、現地危険箇所の確認、洪水対応演習、地震防災訓練、関係市町村等との放流連絡会(防災操作説明会)、各市町村に対する防災時のダム操作等の説明、各ダム管理所における防災等に関する訓練や勉強会等の実施、安全協議会の開催及び安全パトロールなどが実施され、5ダム所在地域の地元建設業協会とは災害時の支援協定が締結されていた。

④ 渇水対応

一庫ダムでは、夏期に限らず渇水に見舞われることが多いため、利水者から 自主節水の申し入れを受けて利水容量の延命化を図る「渇水対応タイムライン」 を定めるなど、渇水被害軽減に向けて踏み込んだ取り組みをしていた。また、 渇水期間に限らず利水基準点の流量変化を24時間365日常時監視して、無効放 流を極力回避するなどきめ細かな低水管理に努め、ダム貯留水を有効活用する 運用を行っていた。

⑤ ダム操作

池田総合管理所では、柳瀬ダム管理受託に伴い銅山川3ダムに関する調整を 一元的に実施することで最適な3ダム連携操作の検討が可能となり、確実な事 前放流操作に取り組んでいた。

一方で、吉野川流域の降水量は、令和4年1月より8カ月間連続して平年値を下回り記録的な少雨であったため、早明浦ダム運用開始以来最長となる215日間の取水制限を実施しており、発電事業者への協力を要請して発電専用容量からの放流を実施していた。また、池田ダムの無効放流を削減するため、河川管理者と協議して平常時最高貯水位+30cmの範囲で貯留する弾力的管理試験に取り組んでいた。

【監事意見】

テーマ監査を設定した事業所では、当該テーマに関し着実な取り組みが行われていることを確認した。

(3) その他の重要な監査事項

1) 給与水準の状況

① 給与水準の状況

本給の5%カットや地域手当の異動保障の凍結等、給与抑制措置が継続して行われていた。

② 法人の長の報酬水準の妥当性

理事長の報酬水準については、独立行政法人改革等に関する基本的な方針に掲げられている職務の特性や参考となる他法人の事例等として、国の事務次官の年間報酬額、同規模の独立行政法人及び民間企業の役員報酬額を参考として設定されていた。

なお、役員については、本給の5%カット及び地域手当に係る異動保障の 凍結が継続して実施されていた。

【監事意見】

給与水準について、適正化の取り組みが継続されている。

なお、給与水準については、民間企業における賃上げの状況を鑑み、他の 独立行政法人等の対応も考慮しながら、本給の5%カット等の見直しについ て、慎重に検討をしていく必要がある。

2) 事業報告書

平成30年9月制定の事業報告に関するガイドラインに従って作成されていた。

【監事意見】

事業報告書は、法令等に従い機構の状況を正しく示しているものと認める。

(4) 事務処理に係る検討等が必要と認められる事項

事務処理に係る検討や改善・留意が必要と認められた事項は以下のとおりである。

1) 入札契約手続の適正な実施

- ①資本的関係又は人的関係がある業者を同一発注案件で同時指名していたもの
- ②緊急を要する契約手続きについて、緊急契約以外の対応が実施できた可能 性を検討せずに緊急随意契約としていたもの

[措置状況]

不備があった事務所においては、チェック体制の見直し、所内への再周知 を行うなど、再発防止に取り組んでいる。

2) 設計・精算・監督の適正な実施

- ①有効期限切れの歩掛参考見積を使用し積算が行われていたもの、ルールに 基づかない方法により平均歩掛かりを算出していたもの
- ②建設リサイクル対象工事において、県知事等宛て通知を行う必要がある計画書の確認が行われていなかったもの
- ③工事において定められた基準どおりに、適正に施工されているのか書面で 確認ができなかったもの
- ④工事の変更手続きがマニュアルどおりに実施されていなかったもの

[措置状況]

不備があった事務所においては、チェック体制の見直し、所内への再周知 を行うなど、再発防止に取り組んでいる。

3) 事務手続の適正な実施

- ①機構IPで公表の必要がある入札結果情報が公表されていなかったもの
- ②一般競争入札に係る委員会資料においてマスキングの不備があり、秘密情報が特定されうる状況であったもの

[措置状況]

不備があった事務所においては、チェック体制の見直し、所内への再周知 を行うなど、再発防止に取り組んでいる。

【監事意見】

機構の業務の遂行に当たっては、規程等に基づき、適正に行う必要がある。

(5) 推奨事項

技術の伝承を目的として、大規模地震対策事業耐震補強工事の工事現場において、施工状況を動画撮影し施工手順や説明テロップを加えた解説動画が製作されていた。また、水路の空水調査の手順動画もテロップ入りで作成されており、管理技術の伝承にも取り組んでいた。これらは、若手技術職員の教育にも活用し役立てられていた。

2 会計監査

令和5年6月21日に会計監査人有限責任監査法人トーマツから当期の監査結果 及び監査結果に対する意見等について説明を受けた。

【監事意見】

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認める。

令和4事業年度に係る事業報告書及び財務諸表などは、適正であると認める。

以上

<u>監査実</u>施事務所

	監 査 対 象 事 務 所	監 査 日 程	備考
1	利根川下流総合管理所	令和4年5月18日(水)~19日(木)	
_	本 社	令和4年5月24日(火)~25日(水) 令和4年5月31日(火)~6月1日(水)	
2	香川用水管理所	令和4年7月6日(水)~7日(木)	
3	吉 野 川 本 部	令和4年7月7日(木)~8日(金)	
4	総合技術センター	令和4年7月28日(木)	
5	筑後川下流総合管理所	令和4年8月3日(水)~5日(金)	テーマ:事業化
6	木曽川用水総合管理所	令和4年8月24日(水)~25日(木)	
7	中 部 支 社	令和4年8月25日(木)~26日(金)	
8	千葉用水総合管理所	令和4年9月14日(水)~16日(金)	
9	沼 田 総 合 管 理 所	令和4年9月29日(木)	
10	群 馬 用 水 管 理 所	令和4年9月30日(金)	
11	愛知用水総合管理所	令和4年10月5日(水)~6日(木)	
12	豊川用水総合事業部	令和4年10月6日(木)~7日(金)	テーマ:事業状況
13	川上ダム建設所	令和4年10月19日(水)~20日(木)	
14	木津川ダム総合管理所	令和4年10月20日(金)~21日(金)	テーマ:リスク管理
_	本 社	令和4年11月1日(火)~2日(水) 令和4年11月8日(火)~9日(水)	
15	一庫ダム管理所	令和4年11月15日(水)~16日(木)	テーマ:渇水対応
16	木曽川水系連絡導水路建設所	令和4年11月30日(水)	
17	下久保ダム管理所	令和4年12月14日(水)~15日(木)	
18	荒川ダム総合管理所	令和4年12月15日(木)~16日(金)	
19	筑後川上流総合管理所	令和5年1月11日(水)~12日(木)	
20	池田総合管理所	令和5年1月25日(水)~26日(木)	テーマ:ダム操作
21	旧吉野川河口堰管理所	令和5年1月27日(金)	
22	思川開発建設所	令和5年2月8日(水)~9日(木)	テーマ:事業状況
23	利根導水総合事業所	令和5年2月21日(火)~22日(水)	
24	阿木川ダム管理所	令和5年3月1日(水)~2日(木)	
25	味噌川ダム管理所	令和5年3月2日(木)~3日(金)	
	本社	- 及び 25 事務所	